

平成 23 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・**拡充**・延長）

（厚生労働省）

制 度 名	試験研究費の総額に関する税額控除制度の拡充		
税 目	所得税（租税特別措置法第 10 条、第 10 条の 2、租税特別措置法施行令第 5 条の 3、第 5 条の 3 の 2、租税特別措置法施行規則第 5 条の 6） 法人税（租税特別措置法第 42 条の 4、第 42 条の 4 の 2、第 68 条の 9、第 68 条の 9 の 2、租税特別措置法施行令第 27 条の 4、第 27 条の 4 の 2、第 39 条の 39、第 39 条の 39 の 2、租税特別措置法施行規則第 20 条、第 22 条の 23）		
要 望 の 内 容	総額型控除限度額の 10% 引上げ等（恒久措置）		
	平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	－ 百万円 （▲235,800 百万円）	
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的</p> <p>我が国の研究開発投資総額（平成 20 年度：18.8 兆円）の約 7 割（同：13.6 兆円）を占める民間企業の研究開発投資を維持・拡大することにより、イノベーションの加速を通じた我が国の成長力・国際競争力を強化する。</p> <p>特に、医薬品産業については、欧米製薬企業との厳しい競争にさらされる中、研究開発に取り組み、21 世紀のリーディング産業として、日本の成長牽引役を担いつつ、国民の生命・健康の維持・増進の観点から、世界最高水準の医薬品を国民に迅速に提供することが期待されている。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>我が国民間企業は、国全体の研究開発投資総額の約 7 割を担っており、我が国のイノベーションの中核的な機能を果たしている。このような民間企業の創意工夫ある自主的な研究開発投資を促進し、我が国の経済成長力、国際競争力の維持・強化を図っていくためには、研究開発を促進するための税制措置が必要。</p> <p>特に、医薬品の研究開発は、①成功確率が低い（0.005%）、②研究開発期間が長期にわたる（10～20 年）といった特徴を有しており、医薬品産業は、③従来より他業種に比べて売上高に対する研究開発費比率が特に高い中、近年は、2010 年問題（主力製品の特許切れ）に対応していくためにも、新薬の開発に継続的に取り組んで行くことが必要な状況となっている。</p> <p>また、「新成長戦略」（平成 22 年 6 月閣議決定）においては、「日本発の革新的な医薬品、医療・介護技術の研究開発を推進する」とされており、グローバル化が一層進展する中、我が国医薬品企業の国際競争力の維持・強化を図る観点からも、本税制の維持・拡充が必要である。</p>		

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	(基本目標 I) 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること。 (施策目標 9) 新医薬品・医療機器の開発を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること。 (施策目標 9-1) 新医薬品・医療機器の開発を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること。																																																																
		政策の達成目標	2020 年度までに官民合わせて GDP 比 4%以上の研究開発投資を行うことで、革新的医薬品・医療機器の国際的開発・提供体制へ我が国が参加していくとともに、日本で開発される革新的医薬品・医療機器の世界市場におけるシェアが拡大されることを通じて、医薬品・医療機器産業を日本の成長牽引役へ導き、世界最高水準の医薬品・医療機器を国民に迅速に提供すること。 指標：2020 年度までに官民合わせて GDP 比 4%以上の研究開発投資を行う。（新成長戦略 平成 22 年 6 月 18 日閣議決定）																																																																
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置																																																																
		同上の期間中の達成目標	指標：民間研究開発投資の対 GDP 比率を主要先進諸国の中で最高水準に維持する。																																																																
		政策目標の達成状況	我が国は、主要先進諸国の中で最高水準の対 GDP 民間研究開発投資比率を維持している。 主要国の対 GDP 民間研究開発投資比率 (単位：%) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2003 年</th> <th>2004 年</th> <th>2005 年</th> <th>2006 年</th> <th>2007 年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本</td> <td>2.40</td> <td>2.38</td> <td>2.54</td> <td>2.63</td> <td>2.68</td> </tr> <tr> <td>中国</td> <td>0.71</td> <td>0.82</td> <td>0.91</td> <td>1.01</td> <td>1.07</td> </tr> <tr> <td>韓国</td> <td>2.00</td> <td>2.18</td> <td>2.29</td> <td>2.49</td> <td>2.65</td> </tr> <tr> <td>アメリカ</td> <td>1.84</td> <td>1.79</td> <td>1.83</td> <td>1.89</td> <td>1.93</td> </tr> <tr> <td>イギリス</td> <td>1.11</td> <td>1.06</td> <td>1.06</td> <td>1.08</td> <td>1.15</td> </tr> <tr> <td>カナダ</td> <td>1.16</td> <td>1.19</td> <td>1.15</td> <td>1.11</td> <td>1.05</td> </tr> <tr> <td>ロシア</td> <td>0.87</td> <td>0.88</td> <td>0.79</td> <td>0.73</td> <td>0.72</td> </tr> <tr> <td>フランス</td> <td>1.36</td> <td>1.36</td> <td>1.30</td> <td>1.32</td> <td>1.31</td> </tr> <tr> <td>ドイツ</td> <td>1.76</td> <td>1.74</td> <td>1.72</td> <td>1.77</td> <td>1.77</td> </tr> <tr> <td>イタリア</td> <td>0.52</td> <td>0.52</td> <td>0.55</td> <td>0.55</td> <td>0.55</td> </tr> </tbody> </table> 出典：OECD「Main Science and Technology Indicators 2009/01」		2003 年	2004 年	2005 年	2006 年	2007 年	日本	2.40	2.38	2.54	2.63	2.68	中国	0.71	0.82	0.91	1.01	1.07	韓国	2.00	2.18	2.29	2.49	2.65	アメリカ	1.84	1.79	1.83	1.89	1.93	イギリス	1.11	1.06	1.06	1.08	1.15	カナダ	1.16	1.19	1.15	1.11	1.05	ロシア	0.87	0.88	0.79	0.73	0.72	フランス	1.36	1.36	1.30	1.32	1.31	ドイツ	1.76	1.74	1.72	1.77	1.77	イタリア	0.52	0.52	0.55
	2003 年	2004 年	2005 年	2006 年	2007 年																																																														
日本	2.40	2.38	2.54	2.63	2.68																																																														
中国	0.71	0.82	0.91	1.01	1.07																																																														
韓国	2.00	2.18	2.29	2.49	2.65																																																														
アメリカ	1.84	1.79	1.83	1.89	1.93																																																														
イギリス	1.11	1.06	1.06	1.08	1.15																																																														
カナダ	1.16	1.19	1.15	1.11	1.05																																																														
ロシア	0.87	0.88	0.79	0.73	0.72																																																														
フランス	1.36	1.36	1.30	1.32	1.31																																																														
ドイツ	1.76	1.74	1.72	1.77	1.77																																																														
イタリア	0.52	0.52	0.55	0.55	0.55																																																														
有効性	要望の措置の適用見込み	○控除上限を 10% (20%→30%) 引き上げた場合の減収見込額 406 億円 (財務省試算をもとに経済産業省にて試算)																																																																	

		(注) 経済産業省においても、アンケートを実施しており、今後、経産省独自に適用見込みを試算することを検討中
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	
相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
	予算上の措置等の要求内容及び金額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保健医療分野における基礎研究推進事業 4,664,341 千円 ・ 先端的基盤開発研究経費 5,328,299 千円 ・ 臨床応用基盤研究経費 5,186,635 千円
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	<p>予算上の措置は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度であり、民間活力による研究開発投資を幅広く促進する制度である税制措置とは支援目的と対象が異なる。</p> <p>また、諸外国においても、民間研究開発投資に対し、予算・税制両面から積極的な支援が行われている。</p>
	要望の措置の妥当性	<p>我が国においては、</p> <ol style="list-style-type: none"> ①企業等が実施する研究開発は、国全体の研究開発に占める割合が高く（72.5%。韓国に次いで2番目）、 ②企業等が実施する研究開発投資の殆どを企業等自身が負担し（98.5%）、 ③政府による企業等への直接支援は少ない（0.9%、主要国中最低）。 <p>したがって、我が国のイノベーションを活性化するためには、企業の創意工夫ある自主的な研究開発を促進することが重要であり、このため、昭和42年に研究開発税制が創設されて以来、累次の拡充が行われてきている。</p> <p>なお、研究開発に対する優遇税制措置は世界各国で導入されており、かつ、近年、拡充されている。</p>
こ れ ま だ の 租 税 特 別 措 置 の 適 用 実 績 と 効 果 に 関 連 す る 事 項	租税特別措置の適用実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 減収額試算（化学工業） 平成15年度： 248 億円 平成16年度： 1,185 億円 平成17年度： 1,176 億円 平成18年度： 1,143 億円 平成19年度： 1,135 億円 平成20年度： 1,071 億円 （出典：国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」）
	租税特別措置の適用に	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医薬品の研究開発費の推移 平成16年度： 8,485 億円

	<p>よる効果 (手段としての有効性)</p>	<p>平成17年度： 9,541億円 平成18年度： 10,497億円 平成19年度： 12,198億円 平成20年度： 14,136億円 平成21年度： 13,271億円 (出典：各社決算短信)</p>
	<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>革新的医薬品・医療機器の国際的開発・提供体制へ我が国が参加していくとともに、日本で開発される革新的医薬品・医療機器の世界市場におけるシェアが拡大されることを通じて、医薬品・医療機器産業を日本の成長牽引役へ導き、世界最高水準の医薬品・医療機器を国民に迅速に提供すること。</p>
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>医薬品等の研究開発期間は他の産業に比べて長期にわたるため、税制の効果がすぐに現れるわけではないが、現行の試験研究税制は、活用実績が高く、特に医薬品産業においては控除限度額まで活用されるなどにより、試験研究費は年々増加してきており、医薬品・医療機器産業の研究開発活動を有効に支援してきたといえる。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>		<p>昭和42年度 創設 増加した試験研究費の25%税額控除 昭和43年度 拡充 12%を越える増加分…50%税額控除 昭和49年度 縮減 12%以下増加分……25%税額控除 昭和51年度 縮減 15%を越える増加分…50%税額控除 昭和60年度 拡充 15%以下増加分……25%税額控除 昭和63年度 拡充 増加した試験研究費の20%税額控除 平成5年度 拡充 基盤技術研究開発促進税制の創設 平成6年度 拡充 中小企業技術基盤強化税制の創設 平成7年度 拡充 特定株式の取得価額の20%を増加試験研究費として特別加算 平成9年度 拡充 特別試験研究費税額控除制度の創設 (共同試験研究促進税制の創設) 平成11年度 拡充 特別試験研究費税額控除制度の拡充 (国際共同試験研究促進税制の創設) 特別試験研究費税額控除制度の拡充 (大学との共同試験研究を追加) 特別試験研究費税額控除制度の拡充 (大学との共同試験研究を行う民間企業が 自社内で支出する試験研究費を税額控除 の対象に追加) 比較試験研究費の額を過去5年間の各期の 試験研究費の額の多い方から3期分の平均 額とし、当期の試験研究費の額を超える場 合(当期の試験研究費の額が、基準試験研 究費の額〔前期及び前々期の試験研究費の 額〕を越える場合に限る)には、その比較 試験研究費の額を超える部分の金額の15% 相当額を税額控除する)制度へ改組。 特別税額控除限度額を当期の法人(所得) 税額の12%相当額(特別試験研究の額があ る場合には、その支出額の15%相当額を加 算することとし、当期の法人(所得)税額 の14%相当額を限度)に変更。 縮減 基盤技術研究開発促進税制及び事業革新円</p>

	<p>平成 13 年度 拡充 滑化法の特定事業者に係る特例の廃止 特別試験研究費の範囲に研究交流促進法の 試験研究機関等に該当する特定独立行政法 人との共同試験研究を加える。</p> <p>縮減 伝統的工芸品産業の振興に関する法律の製 造協同組合等が賦課する負担金の廃止。</p> <p>平成 15 年度 創設 試験研究費総額の一定割合の税額控除制度 の創設</p> <p>平成 18 年度 創設 試験研究費の増加額に係る税額控除制度の創 設</p> <p>縮減 税額控除率の 2% 上乘せ措置の廃止</p> <p>平成 20 年度 創設 試験研究費の増加額 × 5% を税額控除する制 度（増加型）の創設 売上高の 10% を超える額 × 一定比率を税額 控除する制度（高水準型）の創設</p> <p>平成 21 年度 拡充 産業技術力強化法の一部改正に伴い、改正後 の同法に規定する試験研究独立行政法人と 共同して行う試験研究に係る費用及び同法 人に委託する試験研究に係る費用を加え る。</p> <p>拡充 （経済対策）試験研究費の総額に係る税額 控除制度等について ①平成 21、22 年度において税額控除ができ る限度額を、当期の法人税額の 20% から 30% に引き上げるとともに、 ②平成 21、22 年度に生じる税額控除限度超 過額について、平成 23、24 年度において税 額控除の対象とすることを可能とする。 平成 22 年度 延長 増加型・高水準型の適用 期限を 2 年間延長（23 年度末まで）</p>
--	--